

市原市の災害対策早わかり

REV.1 2024 年 11 月 15 日

2024 年 10 月 1 日

我部山民樹（かべやまたみき）

1. はじめに

災害時の一避難者として理解しておかなければならない防災知識、また平時や災害発生時に我々市民が災害ボランティア活動にどのように参加できるのだろうかと思い、市原市の防災計画と災害対策を自分なりに整理してみました。以下の資料が防災計画・災害対策の概要を理解するための一助になれば幸いです。

防災計画や災害対策は、**災害対策基本法等**（4 項の「災害対策関係法律」を参照）の法律に定められている。災害対策基本法に基づいて「**地域災害防止計画**」（市原市は令和 3 年発行の「市原市地域防災計画【概要版】および【修正概要】」を市町村が取り決めるように定められている。さらには市町村が「地域による避難所開設・運営マニュアル」（市原市は令和 5 年 7 月の修正版「地域による避難所開設・運営マニュアル」）を制定している。また「市原市〇〇小学校区安全・安心ネットワーク」により「市原市〇〇小学校区地区防災計画」が定められている。自治会によっては「〇〇自治会防災会」等により、「〇〇自治会自主防災規約」が定められている。

避難する一般市民としては、平時に災害に備えて家具類の転倒防止等の対策をして、備蓄品を蓄え、非常時持ち出し品を準備する。また防災訓練に参加し災害発生時に備え、いざ災害発生時は、「災害や避難勧告に関する各種情報」を収集しながら、非常時持ち出し品を携えて速やかに所定の避難場所に避難し、避難所の指示を仰げばよい。ただし、避難所は感染症が広まりやすい空間なので、自宅に留まることも考慮する。

セーフティリーダーを含むボランティア活動を目指すには、防災関係の法律体系や災害対策の国の責務、市の責務、また「自主防災組織」等の民間組織の役割、避難者の災害対策に対する役割を理解する必要がある。

2. 避難者として準備しておくこと、理解しておくこと

2-1. 平時に準備して理解しておくこと

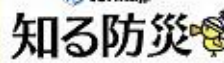
① 日頃からできる備え

- ・よくいる場所で、どんな危険があるか考える
- ・日頃から防災情報を収集し、状況を把握する
- ・近所付き合いをする
- ・ハザードマップを見る（「指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧」を見て、自分の避難場所を確認しておく）。そして「防災マップ」と「市原市水害ハザードマップ」をいつでも見られる場所に置いておく。
- ・訓練をして身体で覚える（防災訓練に参加する）
- ・防災情報の意味を知っておく
- ・救急箱を用意し、応急処置を知っておく

- ・家の中、部屋の中の危険を減らしておく（①地震に備え家具などの転倒・落下を防止する、②台風に備え、屋外のごみ箱等の飛散防止や自宅近くのU字溝の清掃をする、③火災に備え消火器や防火用品を準備する）
- ・非常時に必要なものは日頃から備蓄しておく（備蓄品及び非常時持ち出し品）

② 備蓄品（最低3日分、可能な限り1週間分備える）

- ・食品
- ・飲料水（1L/人 /日×2人×3日＝6L）
- ・給水用ポリタンク・給水袋
- ・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- ・紙皿・紙コップ・割り箸
- ・ビニール袋
- ・カセットコンロ
- ・ラップフィルム
- ・洗面用具
- ・工具セット
- ・乳幼児のオムツ、粉ミルク
- ・高齢者の常備薬
- ・女性の生理用品
- ・生活用水（10～20L/人/日×2人×3日＝60～120L）

備蓄用食料品をチェック

	備蓄品の例		備蓄数と不足数をチェック			
	1日分の目安 (1人)	商品の例	家に備蓄している 食品名	必要数 (家族の人数×3食×3日以上)	家にある 備蓄数	不足数
飲料	約3L	飲料水		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
炭水化物を 摂れるもの	3食分	アルファ化米		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
		レトルトご飯		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
		乾麺・パスタ類		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
タンパク質を 摂れるもの	3食分 (1食につき 1個程度)	レトルト食品		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
		缶詰		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
		加熱せず食べられる 加工食品		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
栄養を補助 するもの	それぞれの 人に合わせた 必要量	バランス栄養食		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
		サプリメント		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		
		ジュース類		人×3(食)×3(日)＝ 個以上		

1人9食(3食×3日分)を目安に家族分を備蓄。月に1～2回程度食べて買い足す習慣をつけ、賞味期限が切れないようにしましょう。

③ 持ち出し品

(とっさの場合に持ち出せるようにリュックに詰めておきたい)

現金(カード等が使えなくなる)	アメ・チョコレート	乾電池・モバイルバッテリー	
保険証	栄養補助食品	ライター・マッチ	
預金通帳	飲料水	下着・靴下・タオル	
印鑑	缶切	防寒用ジャケット・雨具	簡易トイレやオムツ等のトイレ対策
免許証	レジャーシート	長袖・長ズボン	カセットコンロとガスボンベ
救急箱・除菌シート・消毒液	防災の手引き	厚手の手袋・マスク	カッター
胃腸薬・便秘薬・持病の薬	携帯ラジオ	携帯用カイロ	生理用品
食品	懐中電灯	ヘルメット・防災ずきん	歯ブラシ

特に用意しておくもの(朱記)

- ・停電に備えて、乾電池・バッテリーを用意しておきましょう！
- ・カセットコンロとガスボンベを用意しておくとう便利！
- ・簡易トイレやオムツ等のトイレ対策をしておきましょう
- ・カードなどが使用できないことがあるので、現金も用意しておきましょう
- ・ペットのえさや避難用ケージ等も備蓄しておきましょう

④ 自分の避難場所を確認する

避難所について

※4者で管理

```

graph TD
    A[市職員] --- B[町会・自主防災会]
    A --- C[施設管理者]
    B --- D[避難者]
    C --- D
        
```

指定緊急避難所

指定避難所

一次避難所
早期開設避難所
予備避難所
(風水害のみ)

二次避難所

福祉避難所

☆ 避難場所

- 指定避難所 94箇所(学校、公民館等)
 - ※ 早期(1次兼): 12箇所、福祉: 30箇所
 - ※ 一時的に生活する場所をいう。
- 指定緊急避難場所 104箇所(学校、公園等)
 - ※ 先ず逃げる場所をいう。
 - 津波避難ビル・施設 4箇所(ビル・ホテル・ゼットエー)
 - ※ 在宅避難者支援の拠点でもある。

○指定避難所の区分

災害の用途や時期に応じて次のとおり区分し、指定されています。

種別	用途	開設する施設
一次避難所	災害で住居を失った方々が避難生活を送る施設	指定緊急避難場所の小中学校・公民館など
早期開設避難所	洪水、土砂災害の警戒時に、早期に避難する方々が滞在する施設	洪水、土砂災害において使用可能な指定緊急避難場所のうち、公民館などの施設（市内10地区、12箇所）
予備避難所※	早期開設避難所の収容人数を上回ることが予想される場合に開設	洪水、土砂災害において使用可能な指定緊急避難場所のうち、小中学校（市内10地区、14箇所）
二次避難所	避難者が多く、一次避難所の収容人数を上回る場合に追加で開設	指定緊急避難場所の小中学校・公民館等以外の高等学校など
福祉避難所	一般の避難所での避難生活が困難な高齢者等が避難生活をする施設	社会福祉施設、特別支援学校など

※予備避難所は、コロナ禍において早期開設避難所を補完するために運用上設定したものです。

○避難場所・避難所の指定

種類	機能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、洪水、土砂災害）から避難する施設	公園、小中学校（廃校含む。）、公民館・コミュニティセンター、高等学校等
津波避難場所 津波避難ビル	切迫する津波から避難する施設	小学校、運動公園、民間ビル
コンビナート 防災避難場所	石油コンビナート等特別防災区域の災害から避難する施設	公園
指定避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校（廃校含む。）、公民館・コミュニティセンター、高等学校等
早期開設避難所	風水害時の避難準備段階で早期避難者を収容する施設	指定緊急避難場所（洪水と土砂災害に対応）と指定避難所を兼ねる公民館・コミュニティセンター等から地区別に1箇所程度指定
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた施設	市有施設、災害協力協定による民間の社会福祉施設等

○早期開設避難所（避難準備段階で収容）

地区	早期開設避難所	予備避難所
姉崎	姉崎公民館	姉崎東中学校
市原	八幡公民館	若宮小学校
五井	国分寺公民館 千種コミュニティセンター 勤労会館（y o uホール）	国分寺台中学校 千種中学校 国分寺台西中学校 五井小学校
三和	三和コミュニティセンター	光風台小学校
市津	市津公民館	市東中学校
辰巳台	辰巳公民館	辰巳台東小学校
南総	南総公民館	南総中学校 鶴舞小学校
加茂	加茂公民館	加茂学園
有秋	有秋公民館	有秋西小学校
ちはら台	ちはら台コミュニティセンター	ちはら台西中学校

※施設の改修工事等で開設できない場合は、代替施設を指定します。

○具体的な避難場所

「指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧」に明記され、市原市水害ハザードマップ①のページ 18～20 に記載。または「市原市地域防災計画【修正概要】（令和 3 年 3 月） ページ 8～11 に記載。

「洪水・高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧」はページ 12～18。

④ 災害及び避難情報の収集

①情報伝達体制（市原市地域防災計画【概要版】）

災害や避難等に関する情報を地域の方々に速やかに伝達するため、防災行政無線のほか、インターネットや放送メディアを活用した多様な伝達手段を整備しています。

防災行政無線 市内 172 カ所に設置したスピーカーから緊急時の情報をお知らせします。 ※放送内容放送が聞き取りにくい場合や、聞き逃した場合、フリーダイヤル(0120-899-890)でも放送の内容を確認できます。 	インターネット 大規模な災害時には、次のサイト等に最新の災害情報を掲載します。 市ウェブサイト https://www.city.ichihara.chiba.jp/index.html ツイッター(市公式アカウント) https://twitter.com/ichihara_city
防災ラジオ AM・FM 放送のほか、防災行政無線の放送を受信できます。 市役所で 1 台 2,000 円で販売しています。 	情報配信メール 災害、火災等の情報を、登録者のメールアドレスに随時配信します。 (次のサイトで受信登録が可能です。) https://service.sugumail.com/ichihara/ 
テレビ(データ放送) NHK 総合テレビ・千葉テレビにチャンネルを合わせ、リモコンの d ボタンを押し『地域の防災・災害情報』→『避難情報』で情報確認ができます。	緊急速報メール 緊急地震速報、津波警報、災害・避難情報を、NTT ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話やスマートフォンに送信します。

②避難情報

避難は警戒レベル 3・4・5 で行う

住民がとるべき行動

警戒レベル 1…避難情報に注意

警戒レベル 2…避難方法確認

警戒レベル 3…高齢者など避難

警戒レベル 4…危険場所から避難

警戒レベル 5…命を守って！

避難の情報

—

—

高齢者避難

避難指示

緊急安全確保

警戒レベル①				
警戒レベル	住民がとるべき行動	避難の情報	雨の情報	川の情報
5	命を守って！	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生情報
4	危険場所から避難	避難指示	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報
3	高齢者など避難	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒情報
2	避難方法 確認	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意情報
1	最新情報に注意	—	早期注意情報	—

レベル4までに必ず避難

雨の情報のレベル3以上と川の場合は「レベル相当」情報
高潮警報・高潮特別警報は「レベル4相当」

71

警戒レベル②				
気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができます。命が危険な状況、いまだ場所より安全な場所へ直に移動する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報 高潮特別警報	危険 氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	4
大雨の半日～数時間前	大雨警報 洪水警報 高潮警戒情報 注意報	警戒 氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	3
大雨の数日～約1日前	大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報	注意 氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	2
	早期注意情報 (警報級の可能性)		災害への心構えを高める	1

○台風、大雨による河川の氾濫、土砂災害に対する情報

台風や大雨による河川のはん濫や土砂災害から円滑に避難するため、気象情報や水位情報等を活用して、次の3段階の避難情報を発令します。

種類	とるべき行動	主な判断基準	
		洪水 (養老川等の氾濫)	土砂災害
避難準備・ 高齢者等 避難開始	□避難に時間を要する方(高齢の方、 障害のある方、乳幼児等)とその支 援者は立退き避難 [※] を開始 □その他の方は避難の準備	□氾濫注意水位に達 し、さらに水位が上 昇	□大雨警報が発表さ れ、さらに土砂災害 警戒情報の発表の 可能性あり
避難勧告	□速やかに立退 き避難 [※] を開始	□外出すること でかえって命に危 険が及ぶような 状況では、近く の安全な場所 や自宅内のより 安全な場所へ 移動	□避難判断水位に達 し、さらに水位が上 昇
避難指示 (緊急)	□まだ避難してい ない方は、すぐ に立退き避難 [※] を開始	□氾濫危険水位に達 し、さらに水位が上 昇	□土砂災害警戒情報 に加えて記録的短 時間大雨情報が発 表

※「立退き避難」とは、危険区域の外側にある指定緊急避難場所や安全な場所へ移動することです

⑥地震発生時は状況により自宅に留まることも選択すべきなので、あらかじめ選択ポイントを認識し備える。しかし風水害のときには速やかに避難する。

①避難場所に行く場合

感染症が広まりやすい空間であることを認識しておく。

避難所に行く

避難所は感染症が広まりやすい空間と認識しておく

- ・避難所は「災害のため、居住場所を確保できない人を、一時的に受け入れ保護する場所」。
- ・基本的には学校体育館での寝泊り。
- ・大勢の人と共同生活。

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3密が起こりやすい環境

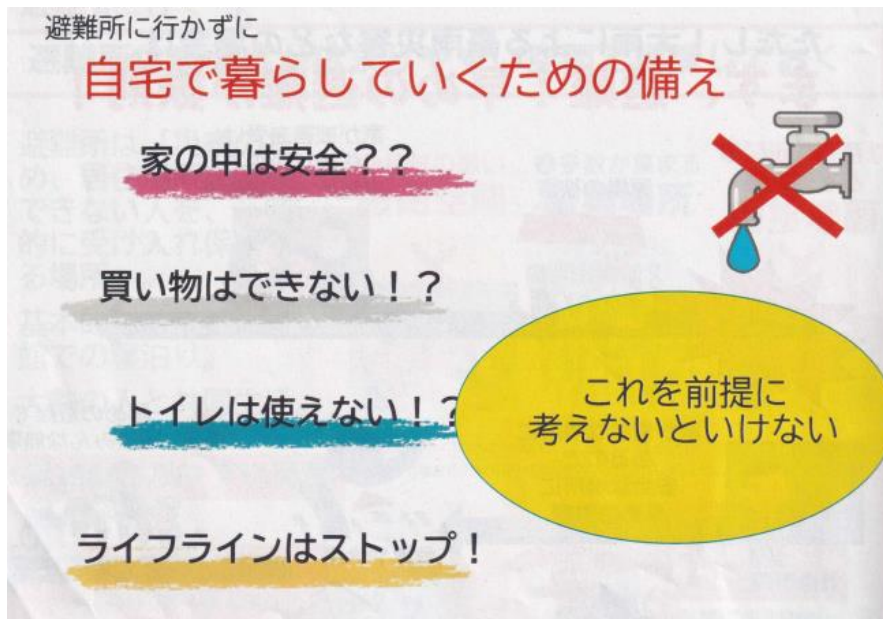
様々な感染症が
広がりやすい

3つの条件がそろった場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

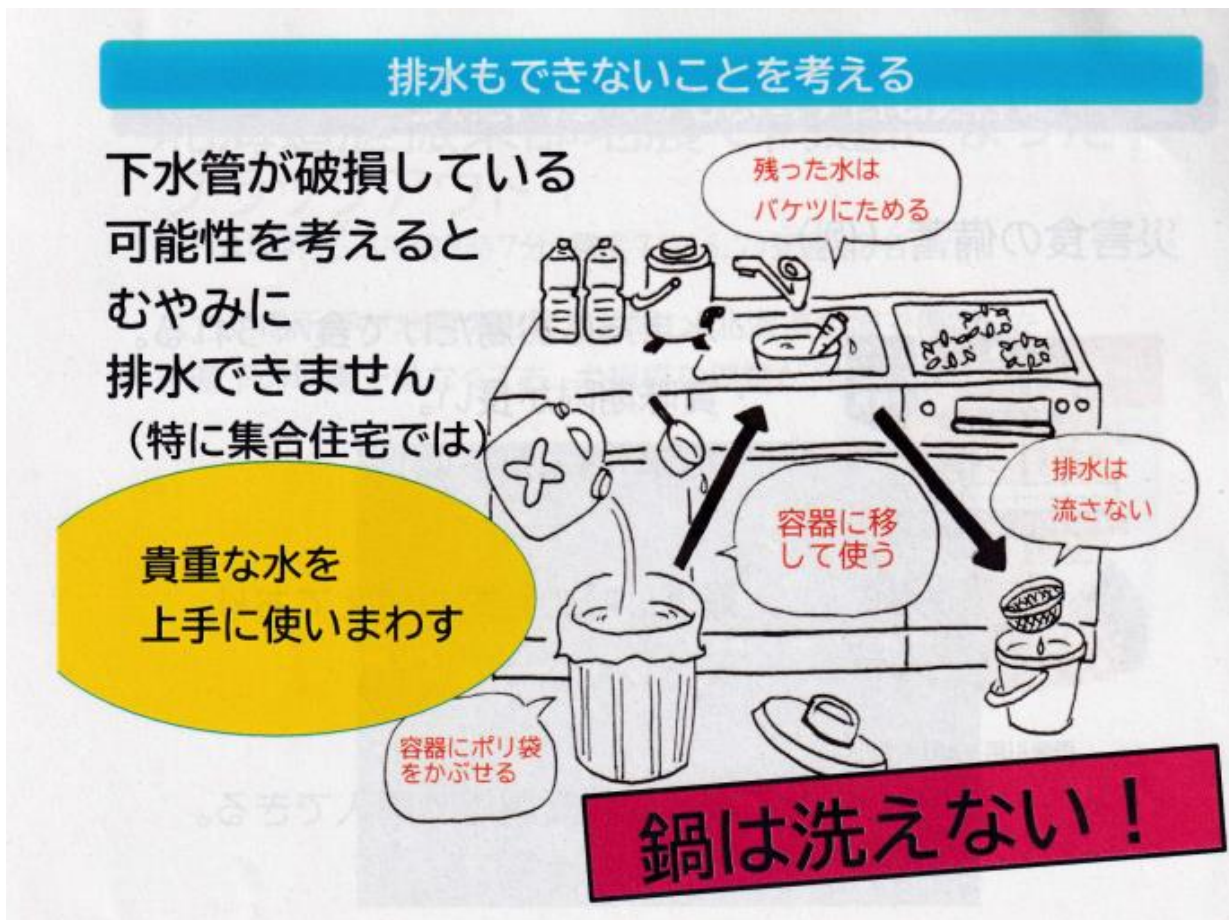
②自宅に留まる場合

・備え



・自宅避難が可能な場合、自宅での避難生活に備える。(家庭事情に応じた備蓄品と数量を決め、備蓄する、携帯電話は常に充填し、ポータブルバッテリーや電池等を備蓄する)

・排水もできない



・トイレの備え

トイレの備え

- トイレの回数は？
1人1日に5～6回
- お宅は何人家族？
- 1日に使うトイレ回数
家族人数 × 6回

トイレ回数分の
ゴミ袋と凝固剤を用意する

トイレ使用後の
保管も考える



- 玄関付近にタオルを巻くとか掲示板等で無事であることを知らせること

2-2. 災害発生時の知識と行動

①地震発生時

- その場で身の安全を図る
- 家族の無事を確認し、余震に注意する
- 情報が得られるか確認

②隣近所の状況を確認する

地震発生
から
10分

数時間

隣近所の状況を確認する

**隣近所に
声をかける**

- 一人暮らしの高齢者や要配慮者がいる家には積極的に声をかけ、安否を確認
- けが人はいないか確認

**出火確認
初期消火**

- 近隣で出火している所がないか確認
- 万が一、出火していたら、大声で火災を知らせる
- すぐに初期消火活動（消火器・バケツリレー）
- 電話がかかれば、119番通報

**救助救出
活動**

- 近所に倒壊建物などあれば、住民で協力して救助救出活動
- 防災倉庫の開閉

自宅の被害状況を確認する

- 自宅が倒壊のおそれがあるなど、危険な場合は避難所へ
- 避難する際には、ガスの元栓を閉め、ブレーカーを必ず切る
- 家族がそろっていない場合は、メモを残す

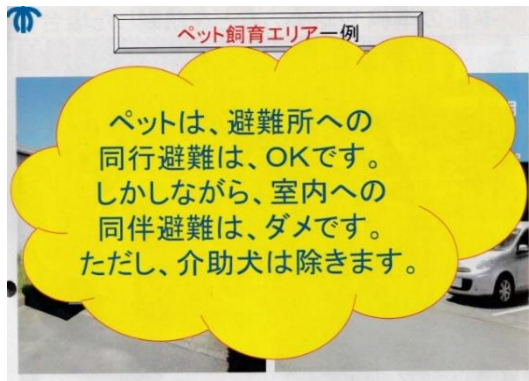
避難所に行く

自宅に留まる

③避難所に避難する場合

避難勧告により避難する。

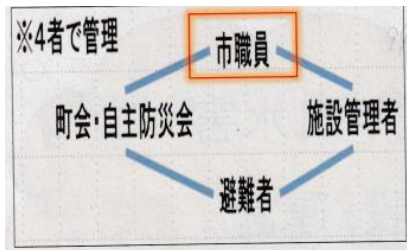
ペットは避難が同行避難出来るが、室内への同伴避難はできないので留意すること



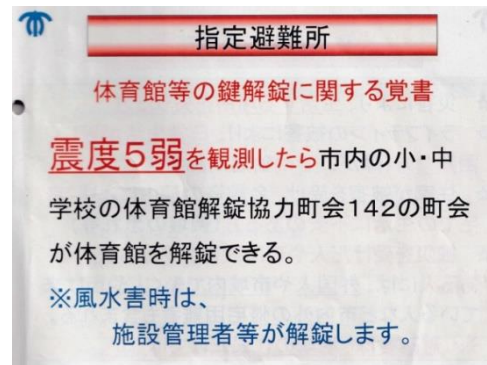
④避難所の受付で指示を仰ぐ

避難所の体育館は事前に取り決められた施設管理者等により開錠され関係者により避難所運営委員会や避難所運営本部が立ち上がっている。受付にて指示を仰ぐ。

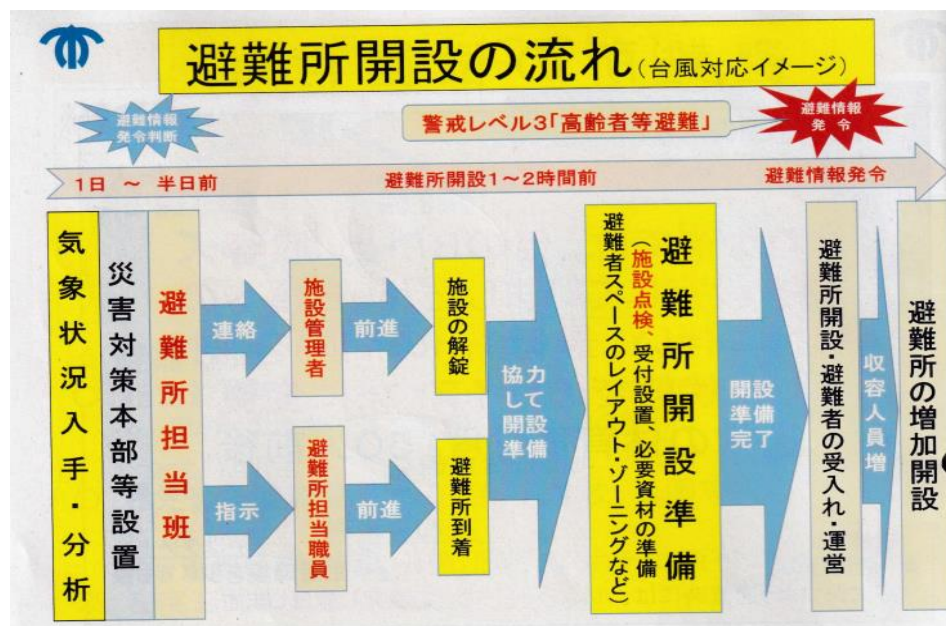
避難場所は市職員、町会・自主防災会、施設管理者（学校長他）、避難者の4者で管理運営される。



避難者は運営委員会の指示を仰ぎながら、避難所の運営に協力することが望ましい



○避難所開設の流れ



3. セーフティリーダー、自主防災組織、避難所運営等の災害ボランティア活動を目指す方に必要な知識

3-1. 災害対策関連の法律

○災害対策関連の法律一覧

- ①災害対策基本法
- ②大規模地震対策特別措置法
- ③津波対策の推進に関する法律
- ④活動火山対策特別措置法
- ⑤砂防法、森林法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ⑥豪雪地帯対策特別措置法
- ⑦原子力災害対策特別措置法
- ⑧災害救助法

○災害対策基本法

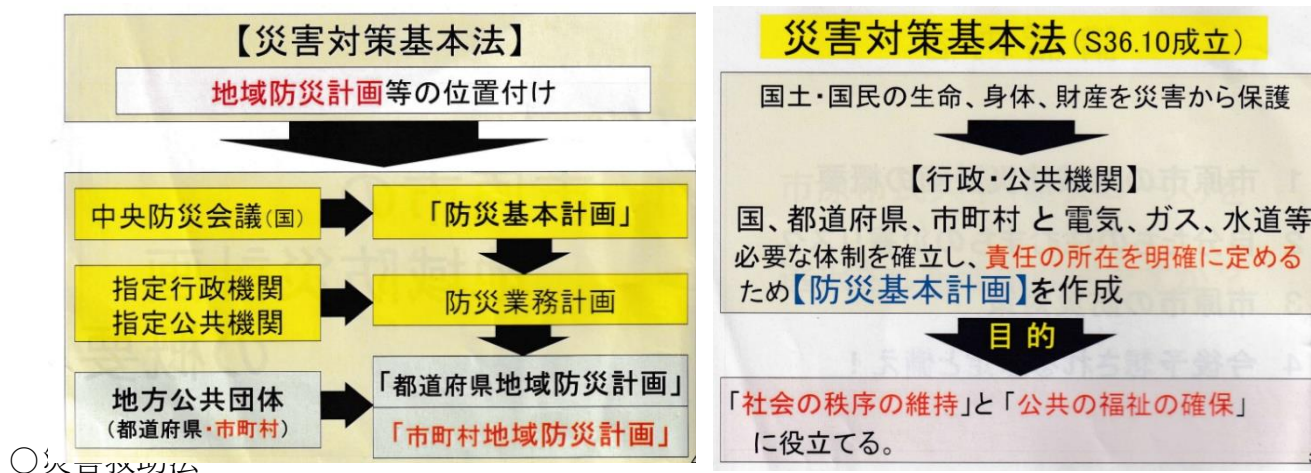
- ・災害時応急対策及び応急措置を実施する義務

「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」

- ・国が災害応急対策を応援し、応急措置を代行する仕組みを創設する

「災害緊急事態の布告があったときは、**災害応急対策**、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が**災害応急対策**を応援し、**応急措置**(救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置)を代行する仕組みを創設すること。」

・市町村は被災者の申請により、被害状況を調査のうえ、被害状況により罹災証明書を発行する。防災の三助とは、災害による被害を最小限にできる社会を実現するために必要な防災上の取り組みです。



- ・災害救助法の目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。**

- ・実施体制

災害救助法による救助は、**都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助する。** なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できる。

- ・救助の種類

- ① 避難所の設置 ② 応急仮設住宅の供与 ③ 炊き出し・食品の給与 ④ 飲料水の供給 ⑤ 生活必需品の給与・貸与 ⑥ 医療及び助産 ⑦ 被災者の救出 ⑧ 被災した住宅の応急修理 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 埋葬 ⑪ 死体の搜索・処理 ⑫ 障害物の除去

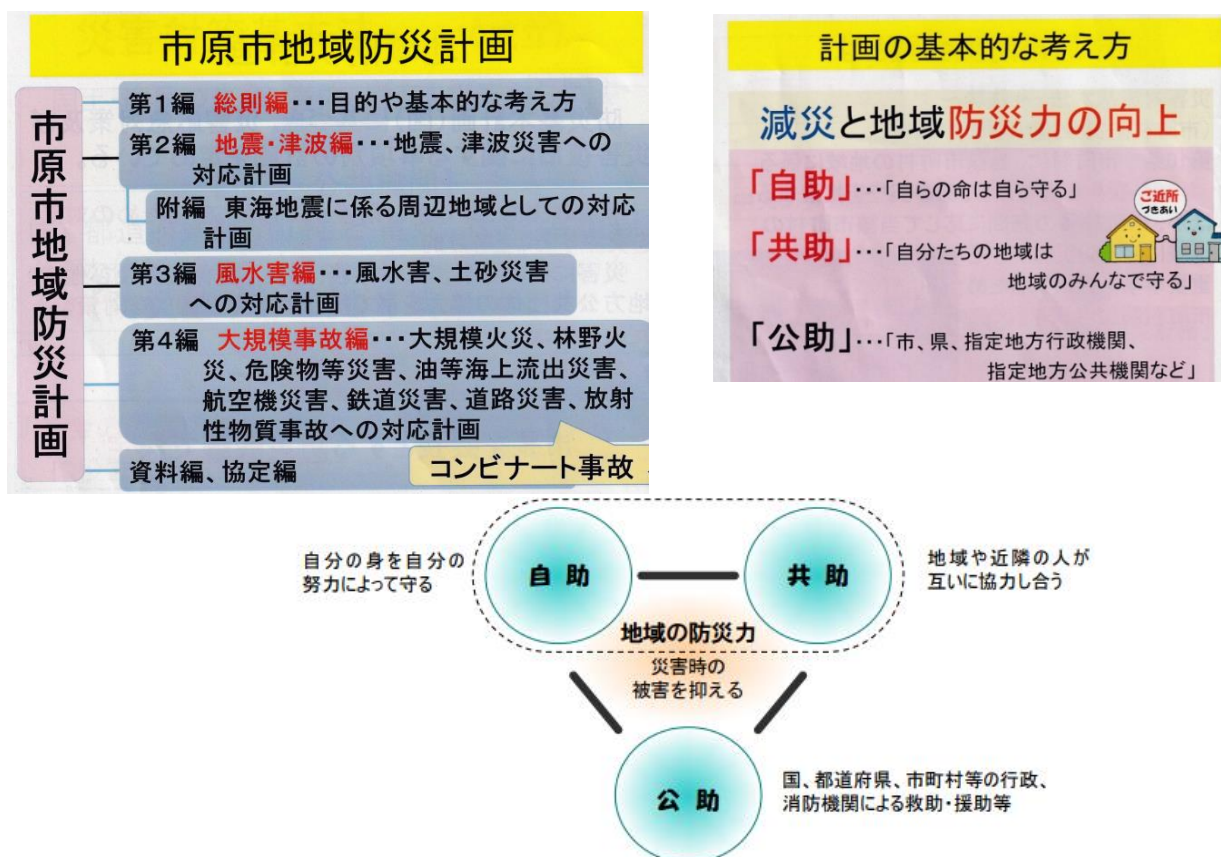
3-2. 市原市防災計画

「市原市地域防災計画【概要版】および【修正概要】」（ネットで検索できる、自主防災計画とは異なる）他による。

「市原市地域防災計画とは、災害対策基本法の規定に基づき、市原市防災会議が作成する計画です。

この計画は、市域に係る災害対策を実施する際の、市、県、防災関係機関や公共的団体が行うべき業務等の大綱を定めるとともに、自助・共助の取組を推進するため、住民や自主防災組織等の役割を明らかにし、災害対策の基本について定めています。

これらの対策について、総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とします。」

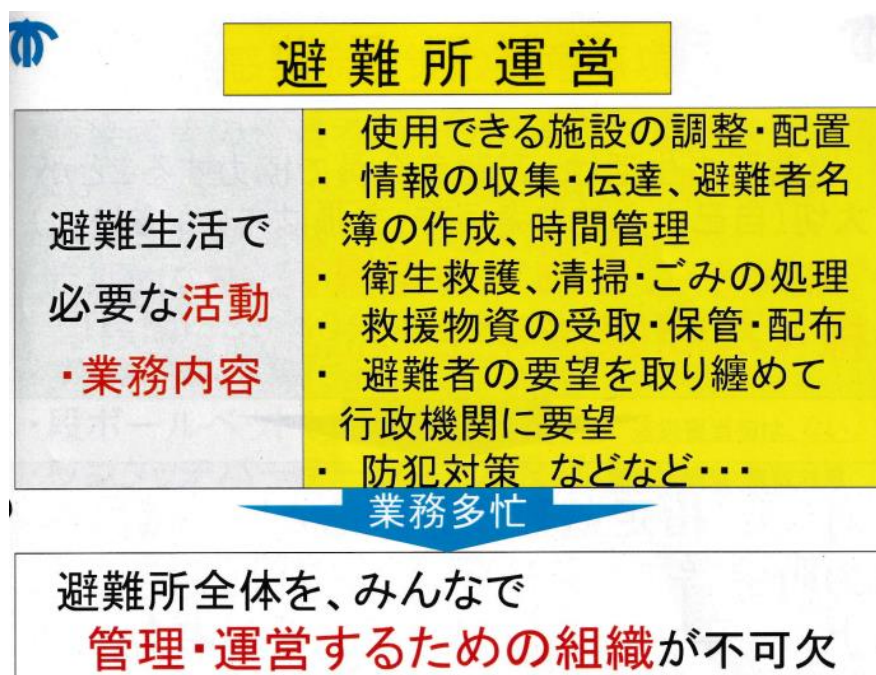


3-3. 避難所開設・運営

市原市の「地域による避難所開設・運営マニュアル」（令和5年7月）による。（ネットで検索できるが、一部を抜粋）

①マニュアルの「はじめに」

日ごろより、地域の避難所を中心とした「避難所運営委員会」を立ち上げ、事前に避難所生活や使用場所等について話し合っておき、ルール化しておくことが有効です。本書は、地域の方々が協力して避難所運営が行なえるようにすることを目的として、避難所運営委員会が、災害前に事前に決めておくべき組織体制、役割、検討事項などの標準的な事項をまとめたものです。各避難所で使用する際には、地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を柔軟に追加・修正・変更するなど常に地域の視点に立って実行性を高めていく必要があります。



② 避難所運営委員会の設置

①避難所の定義

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた人や、現に被害を受けるおそれがある人が一定期間滞在して、生活の本拠地とするための施設です。

※ 避難場所とは、災害が発生したときに、生命の安全を確保するために一時的に避難する場所
※ 緊急避難場所とは、津波警報等が発表又は津波の襲来が予想されたときに、生命の安全を確保するために、緊急一時的に避難する場所 市原市地域防災計画等において、避難所は、次のように規定されています。

- (i) 避難生活を必要とする方を一時収容し保護するため、市があらかじめ指定した施設。（小中学校、公民館などの屋内施設）
- (ii) 学校施設を避難所として開放する場合には、原則として、体育館を使用し、必要に応じて特別教室等を使用します。

- (iii) 避難者1人あたりに必要なスペースは概ね4㎡として計算し、通路等の必要スペースを差し引くと、避難者1人あたりの占有面積は概ね2㎡程度となります。
- (iv) 避難者の性別を踏まえ、プライバシーの確保や生活環境を少しでも良好に保つよう運営時には考慮します。

②避難所運営委員会に対する自主防災組織の役割

発災後、避難所に避難してきた方々が中心となって、避難所の運営を行います。その自主防災組織・町会・自治会・管理組合等の既存の組織を活用し「避難所運営委員会」を形成します。この避難所運営委員会は、避難所において、避難生活を良好に維持するためのルール作りや良好な生活環境の確保を行ないます。そのためには、日ごろから自主防災組織・町会・自治会・管理組合等の代表が連携を図ることが必要であり、事前にルールや役割分担等を決めておくことが大切です。また、要配慮者や女性等の視点を十分に踏まえることを、忘れてはなりません。可能であれば、意思決定の場に女性が参画することが効果的です。なお、発災後、日ごろの話し合いに参加していない市民の方々が避難してきた場合でも、協力して一緒に活動しましょう。

③避難所運営委員会の組織

避難住民の中から選ばれた代表者により組織され、避難所を運営する意思決定機関として、ボランティア等の協力のもと、避難者の要望や意見の調整、避難生活のルールの決定及び徹底などを行います。避難所運営委員会には、避難住民からの選出による運営リーダー、運営副リーダー、各活動班長と各居住組長を置きます。運営リーダーには、学校等が所在する地域の自主防災組織の会長、町会長等が適任と思われます。また、避難所運営には男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性の役員も置くことが重要です。

○避難所運営委員会の構成例

役職等	基準人数等	備考
① 運営リーダー	1名	町会長、自主防災会長など、積極的に係わっていただける方から選出
② 運営副リーダー	3名	避難所周辺の自治(町)会や自主防災組織、PTA等から選出
③ 避難所活動班	7班 (各複数名)	避難者から適任者を選出

この他、市職員や施設管理者、ボランティア等も委員会の運営に協力します。

④ 行政の役割

平常時においては、市役所及び施設管理者(学校長等)は、事前のルール作りや、施設の使用可否について協議を行います。災害時においては、災害対策本部との連絡や、施設の備品貸し出し等、避難所運営委員会の活動を側面からサポートします。災害時において、市から各避難所へ派遣される職員は、2名程度となります。

⑤ 施設管理者(学校長等)

施設の早期復旧を図るとともに、避難所の開設・管理・運営に協力します。

⑥ 本部長(運営リーダー)や副本部長(運営副リーダー)の役割

避難所運営委員会の責任者として下記業務を実施します

○業務実施チェックリスト

業務実施チェックリスト

No.	✓	業務内容	担当者名
1		避難所運営体制の確立	
2		避難所運営全般の統括・指導 (避難所活動班への指示・統制等)	
3		避難所運営会議の開催・運営	
4		運営リーダーの業務の補佐 (※運営副リーダー)	

○避難場所と避難所の区分等

・避難所は災害の危険があり、避難した住民が一時的に滞在する施設（例：学校・体育館、公民館などの公共施設）。

・避難場所は災害から身を守るために緊急的に避難する場所で、災害種別ごとに指定される（例：土砂災害、水害、津波、地震など）。

・一時避難場所は危険な場合に一時的に避難する場所。

・予備避難所は指定避難所が収容できなくなった場合に補完として開設される施設。

市原市の場合は（前出しているが）

種 類	機 能	指定状況
指 定 緊急避難場所	切迫する災害(地震、洪水、土砂災害)から避難する施設	公園、小中学校(廃校含む。)、公民館・コミュニティセンター、高等学校等
津波避難場所 津波避難ビル	切迫する津波から避難する施設	小学校、運動公園、民間ビル
コンビナート 防災避難場所	石油コンビナート等特別防災区域の災害から避難する施設	公園
指 定 避 難 所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校(廃校含む。)、公民館・コミュニティセンター、高等学校等
早期開設避難所	風水害時の避難準備段階で早期避難者を収容する施設	指定緊急避難場所(洪水と土砂災害に対応)と指定避難所を兼ねる公民館・コミュニティセンター等から地区別に1箇所程度指定
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた施設	市有施設、災害協力協定による民間の社会福祉施設等

3-4. 避難所運営委員会の体制

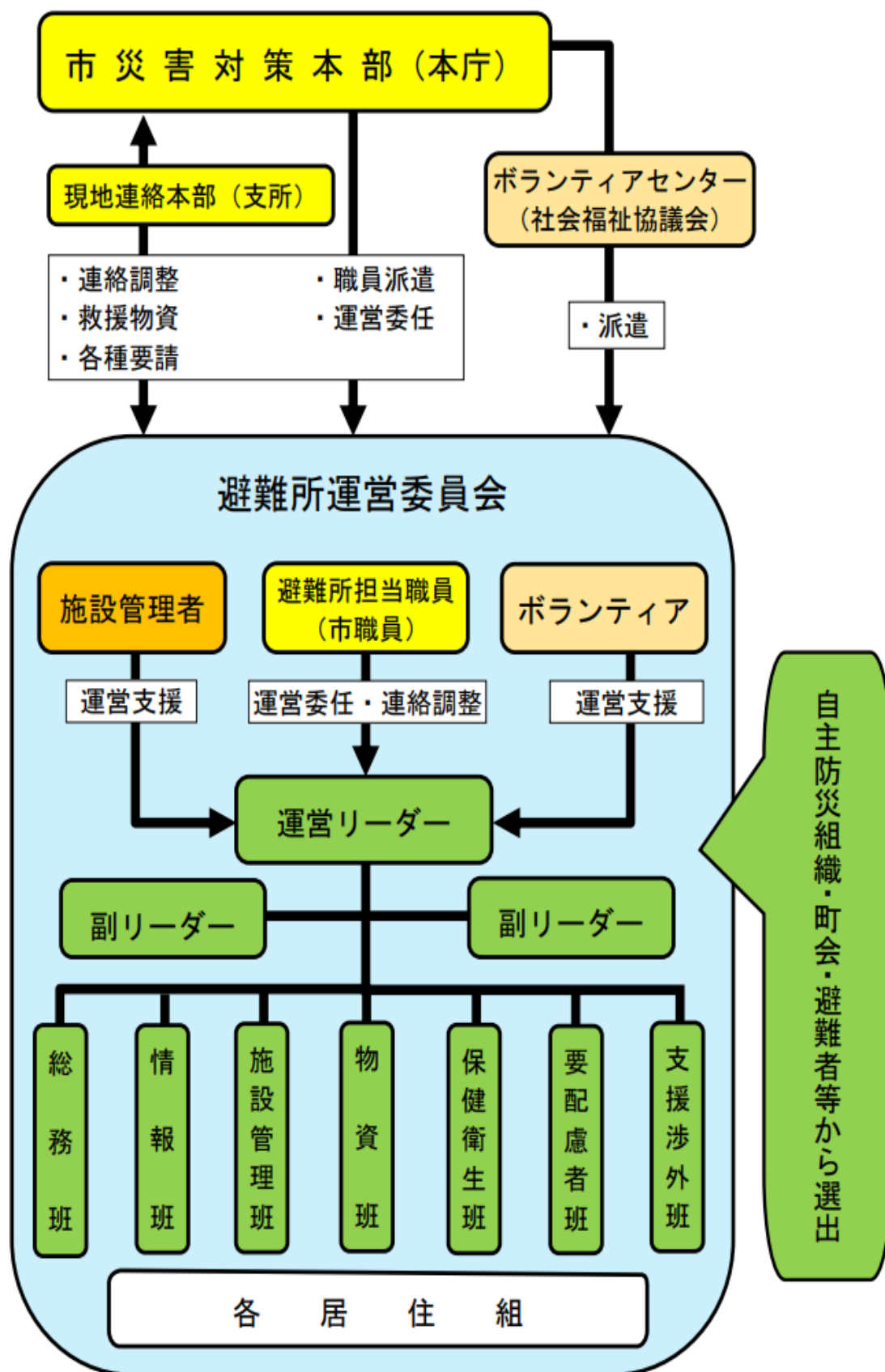
担当	主な業務内容
運営リーダー	避難所運営体制の確立 避難所運営全般の統括 避難所運営会議の開催
副リーダー	運営リーダーの補佐
総務班	避難者の受付 避難者名簿の作成・避難者の管理 避難所生活ルールの作成 避難所運営記録の作成 マスコミ対応 等
情報班	情報収集・情報発信 現地連絡本部（支所）との連絡・調整 等
施設管理班	施設の安全点検 各避難スペースの設営・管理（各班で協力） 危険箇所・要修繕箇所への対応 防火・防犯 等
物資班	食料等の調達・受入れ・配布・管理（要請は情報班と協力） 物資の調達・受入れ・配布・管理（要請は情報班と協力） 炊き出し 等
保健衛生班	避難者の問診 体調不良者等の対応 清掃・消毒・ゴミ等の衛生管理 医療・介護にかかる相談・対応 ペット飼育の指導 等
要配慮者班	要配慮者窓口の設置・相談対応 避難行動要支援者の避難状況確認、未確認者の確認 要配慮者の状況・要望の把握 等
支援渉外班	ボランティアの派遣要請検討（要請は情報班と協力） ボランティアの受入・配置 自衛隊・日赤等の支援団体との連絡・調整 等

3-5. 応援協力体制

市や防災関係機関の対応力を超える大規模な災害を想定して、市内外の公的団体や民間企業等と災害時の応援協力協定を締結し、速やかに支援が受けられるように備えています。

応援協力分野	協定団体
医療救護活動	医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、柔道整復師会 など
要配慮者の支援	社会福祉施設、日本福祉用具供給協会、コープみらい など
食料・生活物資等の提供	農協、ちばコープ、コメリ、イトーヨーカ堂、カインズ など
輸送、燃料の提供	トラック協会、赤帽組合、石油商業協同組合、LPガス協会
公共施設等の復旧	建設連合協同組合、造園緑化協同組合、管工事協同組合 など
被災建物の調査、応急措置	土地家屋調査士会、鳶工業協同組合、瓦工事業組合 など

3-6. 運営に係わる組織図の例



3-7. 避難所開設

○開設準備

各班で手分けして開設する。

- ・避難所施設の開錠

夜間や休日に地震等が発生した場合は、学校・公民館等の施設管理者（職員等）及び市の配置職員、並びに避難所近傍に居住する町会や自主防災会の役員は、地震発生とともに避難所施設に駆けつけ、体育館や校舎等の開錠をすることが求められる。従い、施設の鍵は、施設管理者の他、市職員や町会・自主防災会の役員などが保管している。

問診所と受付に必要な資機材として次の「避難所運営キット」のうち、①の青色のケースを運び出します。



写真① 避難所運営用事務用品、感染症予防対策キット（青色のケース）

写真② 発電機、投光用ランプ、LED投光器、三脚、携行缶

写真③ ガソリン缶詰

各スペースの設営に必要な資機材として、次の資機材を運び出します。

〔一般避難スペース〕 ブルーシート、毛布

〔体調不良者等の専用スペース〕 パーテーション

〔要配慮者スペース〕 ブルーシート、段ボールベッド※1、パーテーション※1

パーテーションや段ボールベッドなど、分散備蓄※2により予め配備されていない避難所については、災害対策本部が当該避難所に移送します。

※1 避難所開設後の避難者（要配慮者）の状況により設営します。

※2 保管場所の確保の関係から分散して備蓄しています。

- ・現地に到着したことを災害対策本部に連絡（避難所担当職員）
- ・参集者全員の体調確認
- ・運営リーダー等の確認及び選任
- ・各班長等へ作業内容の確認と開設準備の指示
- ・避難所施設の安全点検
- ・備蓄庫を開錠し、必要資機材を運び出す
- ・個別マニュアルによるレイアウトの確認
- ・問診所の設営、受け入れ準備
- ・受付の設営、受け入れ準備
- ・一般避難者スペースの設営
- ・体調不良者等の専用スペースの設営
- ・福祉避難（要配慮者）スペースの設営

- ・ ペット避難スペースの確保
- ・ 災害時特設公衆電話の設置
- ・ 避難所開設時に避難者が既に来ている場合の対応
- ・ 準備完了後、受入手順・運営方法の確認

その他省略

3-8. 自主防災組織

市原市の「自主防災組織の活動に関する各種手続き」（市原市ウェブサイト）による

① 自主防災組織

地域の人たちが互いに協力・連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方に基づき、災害から地域を守るために活動する組織のことをいいます。

○ 自主防災組織とは

- ① 日頃から、防災啓発・防災訓練・防災資機材の備蓄や点検などの防災活動に取り組みます。
- ② 災害時には、避難誘導・初期消火・負傷者の救出や救護・情報収集や伝達・給食や給水活動などを行います。

自助：自分（自分の家族）の安全は自らが守ることが、防災の第1段階です。

たとえば、地震が来る前に、あらかじめ自分の家を安全な空間にするよう家の耐震化や家具の固定などができるのは自分だけです。

また、地震が発生した際、揺れの中では誰もが自分の身を守ることしかできません。

地震がおさまった後に自分の家で火災が発生した際に、真っ先に消すことができるのも自分です。自分で、自分や家族の生命・財産を守るための備えと行動が「自助」なのです。

共助：自分たちのまちは、自分たちの手で守ることが第2段階です。

震災などの広域災害では、地域の防災機関（消防や警察など）が直ちにすべての災害現場に向かうことができません。

また、自衛隊など被災地の外からの応援が到着するには時間がかかります。

しかし、救出活動も消火活動も早く始めるほど、また多くの人に参加するほど被害を小さく抑えられます。

阪神・淡路大震災でも、一番多くの人命を救ったのはこうした地域住民の力の結集でした。

こうした自分や家族の安全が確保された後に、周りの方と協力し合って地域を守備えと行動が「共助」なのです。

公助：市や消防・警察、または県や国（自衛隊を含む）といった行政機関や電気・ガス・水道などの公共企業などの支援や応急対策活動のことをいいます。

公助は、その組織力を背景に大きな力を持っていますが、どんなに急いでも被災直後からすべての能力を発揮することはできません。

公助の支援が市民の皆さん一人ひとりの許へ届くためには、特に共助との連携が不可欠です。

② 自主防災組織の結成

地域の住民が集まり、自主防災組織を結成します。下記の養成講座を受けた防災リーダーや役割分担を決めます。

・県が認定する「千葉県災害対策コーディネーター」は大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、**地域の防災リーダー、災害対策コーディネーター**になるためには、**市町村が実施する養成講座（3～4 日間）を受講する。**（「千葉県消防学校防災研修センター」では、地域防災力の向上のため、地域の自主防災組織などを対象に、講義、図上演習、実技訓練など様々な研修を実施しています。

災害対策コーディネーターとして登録されている方には、千葉県消防学校防災研修センターで実施する研修の年間スケジュールをご案内していますので、皆様の活動内容などに合わせてスキルアップのために、ご活用ください。）

・市原市総合防災センターで自主防災組織の講義や実務訓練を受けられる

③自主防災計画の作成

自主防災計画は行政区域に関わりなく、集落や商店街、自治会など地区単位で居住者や事業者が自発的に防災活動に関する計画を定めるというもの。

- ・ **地域のリスク評価**：地域内の危険箇所や過去の災害履歴を調査し、リスクを評価
- ・ **防災マップの作成**：避難所や避難経路、危険箇所を示した防災マップを作成
- ・ **防災訓練の実施**：定期的に防災訓練を行い、住民が災害時にどのように行動すべきかを確認
- ・ **情報共有と啓発活動**：防災に関する情報を住民に周知し、防災意識を高める

なお、よく似ている言葉の地区防災計画、地域防災計画とは異なる

・ **地区防災計画（ちくぼうさいけいかく）**とは、災害対策基本法に基づき、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画である。

地区防災計画を策定するエリアは、各小学校区を単位とするエリアを基本としています。理由としては、以下の3つがあります。

- ・市原市地区別防災カルテが小学校区単位で整理されていること
- ・地域の福祉活動について横断的な組織で話し合う環境が整っていること
- ・小学校は大規模災害時に指定避難所となること

策定に対し市が助成している。

（「市原市地区防災計画の手引き」参照）

・ **地域防災計画**は、各地方自治体（当道府県や市町村）が災害基本法に基づいて策定する計画。この計画は、地域の実情に則した災害伊作を具体的に定め、住民生命、身体及び財産を保護することを目的している。（「市原市地域防災計画【修正概要】」や「市原市地域防災計画【概要版】」参照）

○自主防災組織の編成及び役割分担例

自主防災組織の編成及び役割分担例(例)

編成班名		平常時の活動		災害時の活動	
総務班	班 長	班 員	○本部と各班相互の調整 ○要援護者の把握 ○近隣組織、事業所等との連携、他機関との事前調整	班 員	○全体の指揮・調整 ○被害・避難状況の全体把握 ○防災機関等との連絡調整 ○近隣組織、他機関との連携調整
情報班	班 長	班 員	○防災に関する知識の普及・広報 ○防災マップの作成 ○講習会等の企画 ○情報の収集・伝達訓練の実施	班 員	○災害情報の収集・伝達 ○被害状況の把握 ○防災機関等への災害状況の通報 ○避難勧告・指示の伝達
消火班	班 長	班 員	○火気使用器具、石油類の管理状況等の点検広報 ○消火用器材の準備と管理 ○消火訓練の実施	班 員	○初期消火活動 ○近隣事業所、組織との連携による消火 ○地震直後、避難時の出火防止の呼びかけ
救出・救護班	班 長	班 員	○救出・救護にかかる知識の習得と普及 ○防災マップの危険箇所の現状確認 ○救出・救護資器材の準備と管理 ○救出・救護訓練の実施	班 員	○負傷者、逃げ遅れ等の把握 ○応急救出・救護活動 ○負傷者等の近隣医療機関への搬送 ○救急隊、医療関係者への協力
避難誘導班	班 長	班 員	○避難路・避難場所の周知と現状把握 ○要援護者の把握と協力体制づくり ○避難誘導用資器材の準備と管理 ○避難誘導訓練の実施	班 員	○安全な避難路・避難場所の指示 ○早めの避難行動を促すための説得 ○要援護者の避難支援 ○避難場所等での混乱防止
給食・給水班	班 長	班 員	○給食・給水資器材の準備と管理 ○給水拠点・防災井戸の把握 ○応急炊き出し・給水訓練の実施	班 員	○給食物資等の配布と管理 ○行政、ボランティア団体等との連絡調整 ○炊き出し等の給食・給水活動
〇〇班	班 長	○その他、地域の実情に応じ必要となる班例例えば、水害のおそれがある地区では水防班、地すべりや土砂崩れ危険区域では安全点検班を設けるなど、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。			

◎組織編成の考え方

自主防災組織を結成し、活動を停滞なく進めるためには、組織を取りまとめる会長(本部長)を置き、会長のもとに副会長(防災部長)ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの役割分担を決め、組織を編成する必要がある。

編成に当たっては、まず活動班を編成し、活動班ごとに班長(指揮者)を定め、班編成も町内会・自治会の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

本 部	会 長(本部長)
	副会長(防災部長) 副会長(防災副部長) 各班長(指揮者) 会計 監査

- 組織の規約と防災計画の作成
- 活動方針の企画
- 市、消防・警察等の防災関係機関との調整
- 近隣の医療・福祉施設等との協力調整

※本部の役割は、組織の活性化を図ることを基本とする。

※各班の構成は、隣近所で協力し合える人数を基本とする。

4. 各種組織や会議のまとめ

防災関連の組織、体制、計画書	主な目的や役割	母体	構成メンバー
市原市防災会議 (災害対策基本法に定める)	市民の生命、進退及び財産を守りための対策を実施することを目的とする	市原市役所	市長が会長
市の防災対策本部(震度5以上の地震、東京湾の大津波警報、大雨警報で立ち上げ)	防災対策を実施するための組織(地域防災計画による)	市原市役所	市長が本部長
自主防災組織 町内会、自治会、マンションの管理組合などの既存の地域組織で決議を採択し、結成する	○平時 地区の自主防災計画の策定 ○災害時 避難所運営委員会のメンバー(リーダー、副リーダー、各班の要員)となる。	市が育成する共助の中心となる組織で、主に町内会や自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体	・「防災リーダー」資格はないが、(市町村が実施する養成講座(3~4日間)を受講することが推奨されている) 防災リーダーは町内会や自治会の会長らが望ましい ・消防隊員 ・自治会員からのボランティア募集
避難所運営委員会(避難所運営本部) 自主防災組織・町会・自治会・管理組合等の既存の組織を活用し「避難所運営委員会」を形成	○平時 ・避難所運営本部における役割分担の決定 ・施設の使用範囲・使用方法の決定 ・避難所生活のルール の決定 ・避難所開設・運営の訓練など ○災害発生時 ・避難所の開設と運営 避難所開設・運営マニュアル(市原市の「地域の避難所開設・運営マニュアル」)に従い、避		・自治会長、町内会長、防災リーダーらが運営リーダーになる ・地震などの突発で広域災害には職員の到着は3~4日位遅れることがある。共助、自助が重要となる。 ・避難者からボランティアを募る(市原市地域防災計画の(ボランティアの項) ・施設管理者(学校関係者)が協力する

	難所の開設と運営を行う		
市原市小学校区 地区防災計画		〇〇小学校区安全・安心 ネットワーク	
(例) 自治会自主 防災会 (自治会に よる)	(例) 自治会自主防災 規約を定め、防災計画 を作成し、地域住民の 隣保共同の精神に基づ く自主的な活動を行う ことにより、災害によ る被害の防止、および 軽減を図る。	自治会	(例) 防災会長は自治会 長とし、地震等の発生時 における応急活動の指 揮命令を行う。
大規模災害対策 基本方針に基づ く「市原市の災害 ボランティアセン ター」	大規模災害発生時に社 協が中心となって設営	災害ボランティアセン ターのことなどの業務 は、市原市社会福祉協議 会内のボランティアセン ター (市原市南国分寺 台 4-1-4) で行っている。	
社会福祉協議会 (社協)	・社会福祉協議会では、 平時からボランティア・市民活動の振興や 支援を行う。 ・大規模な災害発生時 には災害ボランティア センターを開設し、被 災地の支援ニーズの把 握・整理とともに、支援 活動を希望する個人や 団体の受け入れ調整や マッチング活動を行っ ている。	・地域の福祉活動を推進 するための民間組織	
災害救援ボラテ ィア推進委員会 (※1) 阪神・淡路大震災 の教訓をもとに、 大災害を想定し た災害救援ボラ ンティアリーダ	・大地震等の大規模災 害に備えて、災害救援 を希望する人たちのた めの講座を行い、災害 救援ボランティアを日 常的に教育訓練し、地 域防災に貢献する		・会長：香山充弘氏

一の育成・登録活動にあたる民間団体として 1995 年に設立	・セーフティリーダーの養成と認定 (地域のセーフティリーダー候補) ・SL に認定されると本会に入会できる。		
公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク 災害救援ボランティア推進委員会（＊1）が開催及び開催協力する「災害救援ボランティア基礎講座」を受講しセーフティリーダー（SL）として認定された方が入会することができる	・セーフティリーダー認定証の発行 ・防災リーダーの育成 ・災害ボランティアセンターに駆けつけ、支援する		

＊1. 災害ボランティア推進委員会

災害救援ボランティア推進委員会は阪神・淡路大震災の教訓をもとに、大地震を想定した災害救援ボランティアリーダーの育成・登録活動にあたる民間団体として 1995 年に設立された。設立時委員長は石原信雄（元内閣官房長官）

理念：；「わが身わが命は自分で守る」

災害救援ボランティアリーダーの養成と、また平常時には、地域の防災行動力向上に貢献できるリーダー育成。講座修了者をセーフティリーダー（SL）と認定し、その後の地域防災活動も支援する。

参考資料

- ・防災マップ（各家庭に配布）
- ・市原市市民大学の防災講座の資料
- ・市原市の「地域による避難所開設・運営マニュアル」
- ・市原市の「自主防災組織の手引き」（令和 5 年度）
- ・市原市小学校区地区防災計画
- ・水害ハザードマップ①（各家庭に配布）
- ・市原市地域防災計画
- ・ウィキペディア（自主防災組織等）

以上